

教育・保育給付認定申請書

FAXでの受付はしていません。

申請日 年 月 日

住所 江戸川区 丁目 番 号 自宅電話 ()

保護者氏名 <small>保護者1は通知書等の宛名となります。</small>	続柄	生年月日	年齢	職業	上記住所と異なる場合のみ記入	
					前年1月1日の住所地	本年1月1日の住所地
1 ふりがな		.	.		都道府県 市区町村 丁目 番号	都道府県 市区町村 丁目 番号
マイナンバー	携帯電話 ()					
2 ふりがな		.	.		都道府県 市区町村 丁目 番号	都道府県 市区町村 丁目 番号
マイナンバー	携帯電話 ()					

以下のとおり、子どものための教育・保育給付を希望するため、認定を申請します。

認定申請児・同居家族氏名 <small>きょうだい、同居祖父母等も記入</small>	続柄	生年月日	年齢	職業・在園名	認定申請区分 <small>申請児のみチェック</small>	第一希望施設名 <small>申請児のみ記入</small>
3 ふりがな	子	.	.		1号(幼稚園等のみ) 2号(満3歳以上) 3号(満3歳未満まで)	保育園 認定こども園 幼稚園 1号認定申請児は内定園を記入
マイナンバー						
4 ふりがな		.	.		1号(幼稚園等のみ) 2号(満3歳以上) 3号(満3歳未満まで)	保育園 認定こども園 幼稚園 1号認定申請児は内定園を記入
マイナンバー						
5 ふりがな		.	.		1号(幼稚園等のみ) 2号(満3歳以上) 3号(満3歳未満まで)	保育園 認定こども園 幼稚園 1号認定申請児は内定園を記入
マイナンバー						
6 ふりがな		.	.			
マイナンバー						
7 ふりがな		.	.			
マイナンバー						

保育の必要性 いずれかにチェック

有 保護者の就労・疾病等の理由により、保育所等において**保育の利用を希望**(幼稚園等との併願の場合を含む)

無 **幼稚園等の利用を希望**(保育所等と併願の場合を除く)

「保育所等」とは、認可保育所(区立・私立)、認定こども園(保育園部分)、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育をいいます。
「幼稚園等」とは、一部の私立幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)をいいます。
「無」の場合は下記 及び裏面「保育施設入園(転園)申込書」は記入不要。

利用希望時間 いずれかにチェック

保育標準時間(各施設開所時間の内、11時間まで)

保育短時間(各施設開所時間の内、8時間まで)

左記の時間区分は、各施設で受入可能な最大限の時間です。実際にお子さんをお預かりする時間(保育時間)とは異なります。また、時間設定は各施設により異なり、その時間外は延長保育扱いとなります。

保育の利用を必要とする事由 いづれかにチェック	父の状況				母の状況				
		就労	疾病・障害	求職活動	災害復旧	就労	疾病・障害	求職活動	妊娠・出産
	不存在	介護・看護	就学	その他()	不存在	介護・看護	就学	その他()	

税情報等の提供に関する同意及び教育・保育給付認定申請・利用調整に関する注意事項

下記注意事項を承諾・確認しました。 年 月 日 保護者氏名(自署してください)

- 申請日から支給認定証の有効期間が終了するまで次のことに同意します。
 - 江戸川区が、子どものための教育・保育給付の認定(以下「認定」という。)及び利用調整に必要な保護者(同一世帯者を含む)の住民基本台帳に基づく情報・住民税賦課情報・外国人在留情報・児童扶養手当受給の有無・生活保護受給の有無・障害者情報の有無の確認をすること(マイナンバーによる情報連携を含む)。また、その情報、及びその情報に基づき決定した利用者負担額(保育料)を、特定教育・保育施設等に対して提示すること。
 - 継続、状況確認及び利用者負担額(保育料)の決定のため、江戸川区より請求された各種必要書類を期限までに提出すること。なお、情報連携の対象となることにより省略可能な書類についても提出を求められることがあります。
 - 認定及び通園要件を継続的に満たしていること。
- (1)の()又は()が履行されない場合は、直ちに退園し、又は教育・保育給付認定を取り消されることを承諾します。
- 認定及び保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合があります。
- 認定されても、入所希望者が多数の場合は利用調整の結果、希望する施設に入所できない場合があります。
- 認定に必要な書類は、期限までに必ず提出してください。書類が提出されない場合は、認定申請を却下する場合があります。
- 認定後、施設を利用する必要がなくなった場合や、認定内容(家庭状況、勤務状況等)に変更がある場合は区に届出が必要です。
【届出に関する問合せ先】(1号認定)子育て支援課推進係 5662-1001 (2号・3号認定)保育課保育係 5662-0066
- 申請の内容が事実と異なる場合、認定を取り消すことがあります。なお、江戸川区から転出した場合又は認定証の有効期間が過ぎた場合も、取り消されたものとみなします。

教育・保育給付認定申請書

2号・3号用 記入見本

FAXでの受付はしていません。

申請日	令和××年××月××日					申請日は忘れずに記入してください。					
住所	江戸川区 中央 1 丁目 4 番 1 号					自宅電話 ××(××××)××××					
保護者氏名 <small>保護者1は通知書等の宛名となります。</small>	続柄	生年月日	年齢	職業	上記住所と異なる場合のみ記入						
					前年1月1日の住所地		本年1月1日の住所地				
1 ふりがな えどがわ たろう 江戸川 太郎	父	××・××・××	32	会社員	都道府県 市区町村 千葉県 市川市	都道府県 市区町村 千葉県 市川市					
2 ふりがな えどがわ はなこ 江戸川 花子	母	××・××・××	27		都道府県 市区町村 千葉県 市川市	都道府県 市区町村 千葉県 市川市					
マイナンバー	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	携帯電話	×××(××××)××××								
マイナンバー	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	申請日時点での年齢を記入してください。									
認定申請児・同居家族氏名 <small>きょうだい、同居祖父母等も記入</small>					続柄	生年月日	年齢	職業・在園名	認定申請区分 <small>申請児のみチェック</small>	第一希望施設名 <small>申請児のみ記入</small>	
3 ふりがな えどがわ あかべい 江戸川 赤平	子	××・××・××	1	保育園	1号(幼稚園等のみ) 2号(満3歳以上) 3号(満3歳未満まで)	保育園 認定こども園 幼稚園					
4 ふりがな えどがわ みどすけ 江戸川 みどすけ	祖父	××・××・××	58		み み み	保育園 認定こども園 幼稚園					
6 ふりがな					2号(満3歳以上) 3号(満3歳未満まで)	保育園 認定こども園 幼稚園					
7 ふりがな						保育園 認定こども園 幼稚園					
保育の必要性 <small>いずれかにチェック</small>	有 保護者の就労・疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望(幼稚園等との併願の場合を含む)				保育の必要性の「有」にチェックをしてください。						
	無 幼稚園等の利用を希望(保育所等と併願の場合を除く)				「無」の場合は「有」にチェックをしないこと。						
利用希望時間 <small>いずれかにチェック</small>	保育標準時間(各施設開所時間の内、11時間まで)				記入しないでください。						
	保育短時間(各施設開所時間の内、8時間まで)										
保育の利用を必要とする事由 <small>いずれかにチェック</small>	父の状況				母の状況						
	就労 疾病・障害 求職活動 災害復旧				就労 疾病・障害 求職活動 妊娠・出産 災害復旧						
	不存在 介護・看護 就学 その他()				不存在 介護・看護 就学 その他()						
税情報等の提供に関する同意及び教育・保育給付認定申請・利用調整に関する注意事項											
下記注意事項を承諾・確認しました。 ××年 ××月 ××日 保護者氏名(自署してください) 江戸川 太郎											
(1) 申請日から支給初年度の有効期間が終了するまで次のことに同意します。											
<p>該当する状況が複数ある場合は、保育が困難となる時間が最も長い事由ひとつにチェックをしてください。</p> <p>就労認定(休憩時間を除いて月48時間以上の就労)に満たない就労時間・日数の場合も求職活動の認定となります。</p> <p>必ず自署してください。</p>											
<p>なお、情報連携の対象となることにより省略可能な書類についても提出を求められることがあります。</p> <p>() 認定及び通園要件を継続的に満たしていること。</p> <p>(2) (1)の()又は()が履行されない場合は、直ちに退園し、又は教育・保育給付認定を取り消されることを承諾します。</p> <p>(3) 認定及び保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合があります。</p> <p>(4) 認定されても、入所希望者が多数の場合は利用調整の結果、希望する施設に入所できない場合があります。</p> <p>(5) 認定に必要な書類は、期限までに必ず提出してください。書類が提出されない場合は、認定申請を却下する場合があります。</p> <p>(6) 認定後、施設を利用する必要がなくなった場合や、認定内容(家庭状況、勤務状況等)に変更がある場合は区に届出が必要です。 【届出に関する問合せ先】(1号認定)子育て支援課推進係 5662-1001 (2号・3号認定)保育課保育係 5662-0066</p> <p>(7) 申請の内容が事実と異なる場合、認定を取り消すことがあります。なお、江戸川区から転出した場合又は認定の有効期間が過ぎた場合も、取り消されたものとみなします。</p>											

主管課記入欄

受付	収受番号	登録	書類請求	入園申込	認定	指数	入力	認定確認	指数確認	入力確認	1	2	3
											父	就・疾・介・災・求・育・学・他	
											母	就・疾・介・災・求・育・学・妊・他	
	受付園・受付者	認定区分	1 2 3 標 短	認定期間	1 ~	就学前まで/満3歳未満まで/3カ月間	1 ~	就学前まで/満3歳未満まで/3カ月間	1 ~	1 ~	こ	こ	こ
母・父・他		本人確認済	マイナンバー-確認済	マイナンバー-職権説明済		民営化		その他					